

米国国債ファンド 為替ヘッジなし（毎月決算型） 第62期分配金は30円（1万口当たり、税引前）

2019年4月26日

平素は、『米国国債ファンド 為替ヘッジなし（毎月決算型）』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2019年4月26日に第62期計算期末を迎え、当期の収益分配金につきまして、30円（1万口当たり、税引前。以下同じ。）と致しましたことをご報告申し上げます。

第62期決算（19/4/26）にかかる分配金を従来の50円から30円に見直しましたのは、現在の配当等収益および分配対象額の状況などを総合的に勘案した結果によるものです。

今後ともファンド運用にあたっては、パフォーマンスの向上をめざしてまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和投資信託）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

基準価額・純資産・分配の推移

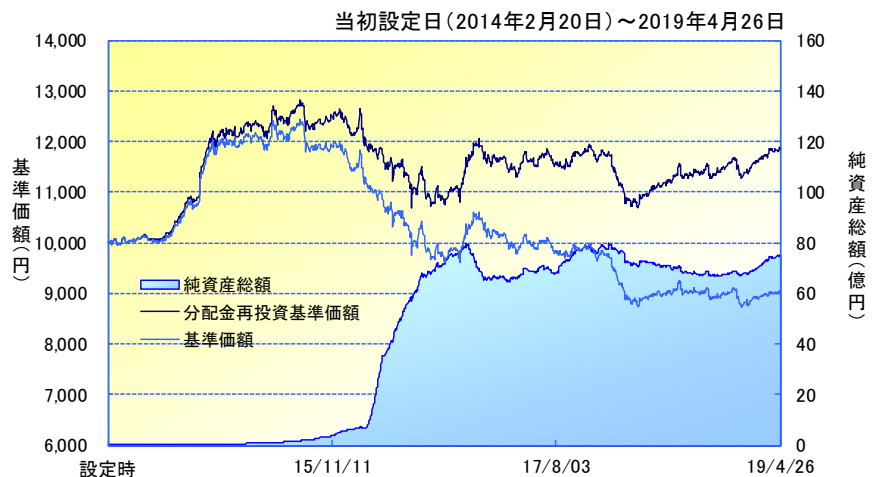
2019年4月26日現在

基準価額	8,988円
純資産総額	75億円

《分配の推移》（1万口当たり、税引前）

決算期	（年/月/日）	分配金
第1～57期	合計:	2,560円
第58期	(18/12/26)	50円
第59期	(19/1/28)	50円
第60期	(19/2/26)	50円
第61期	(19/3/26)	50円
第62期	(19/4/26)	30円

分配金合計額 設定来：2,790円
直近5期：230円



※2019年4月26日現在の運用管理費用（信託報酬）は、純資産総額に対して年率0.7992%（税込）です。
 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。
 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

Q1 なぜ、分配金を見直したのですか？

現在の配当等収益および分配対象額の状況などを考慮した結果、今後も継続的な分配を行い、信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の見直しが必要との判断に至りました。

弊社の分配金についての考え方は、ファンドの収益分配方針、配当等収益や分配対象額の状況、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して分配金額を決定するというものです。

当ファンドの分配金を見直したのは、現在の配当等収益および分配対象額の状況などを考慮した結果によるものです。

当ファンドは、第29期決算（16/7/26）に分配金を従来の70円から50円に見直しました。しかしそれ以降も、分配金について、期中の配当等収益を超える額は過去の蓄積等から充当してまいりました。その結果、分配対象額は徐々に減少してきております。（配当等収益の状況はQ2をご覧ください。）

このような状況を踏まえ、今後も継続した分配を行い、信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の見直しが必要との判断に至りました。今回、分配金を見直したことによる差額はファンドの純資産に留保されることとなります。

なお、当ファンドの収益分配方針は、以下のとおりとなっています。

1. 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
2. 原則として、継続的な分配を行うことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

Q2 配当等収益と分配対象額の状況について教えてください。

下記の表にあるとおり、第62期決算（19/4/26）について、期中の配当等収益は22円（1万口当たり、経費控除後）、分配対象額は744円（1万口当たり、分配金支払い後）となっています。

配当等収益（1万口当たり、経費控除後）および分配対象額（1万口当たり、分配金支払い後）の状況

決算期 決算日	第51期 (18/5/28)	第52期 (18/6/26)	第53期 (18/7/26)	第54期 (18/8/27)	第55期 (18/9/26)	第56期 (18/10/26)
配当等収益(経費控除後)	23 円	20 円	22 円	24 円	18 円	18 円
分配金	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円
分配対象額(分配金支払い後)	1,044 円	1,015 円	987 円	962 円	930 円	898 円

決算期 決算日	第57期 (18/11/26)	第58期 (18/12/26)	第59期 (19/1/28)	第60期 (19/2/26)	第61期 (19/3/26)	第62期 (19/4/26)
配当等収益(経費控除後)	23 円	18 円	19 円	20 円	20 円	22 円
分配金	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円	30 円
分配対象額(分配金支払い後)	871 円	840 円	809 円	780 円	751 円	744 円

※配当等収益（経費控除後）は、経費（運用管理費用等）が配当等収益にどのくらい按分控除されるかにより変動します。配当等収益への按分率は、有価証券売買等損益の金額によって変動します。つまり、有価証券売買等利益（評価益を含む）が発生していなければ、経費（運用管理費用等）はすべて配当等収益から差し引かれます。なお、控除しきれない金額が生じた場合、有価証券売買等損益に計上されます。

※円未満は四捨五入しています。

※分配金は、1万口当たり、税引前のものです。

Q3 30円分配はどのように決定したのですか？また、30円分配はいつまで続けられる見通しですか？

分配金は、収益分配方針に基づいて決定します。将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束することはできませんが、今後ある程度の期間にわたって分配を継続できるよう配慮しています。

当ファンドの収益分配方針において「原則として、継続的な分配を行うことを目標に分配金額を決定します。」と定めています。当該方針に基づいて分配金は、今後ある程度の期間にわたって継続できるよう配慮して決定しています。

ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できない、あるいは分配金が支払われない場合もあります。特に分配対象額の減少、配当等収益の低下、基準価額の下落などは分配金の見直し要因となります。

Q4 分配金を事前に知ることはできないのですか？

決算日（毎月26日、休業日の場合は翌営業日）の夕方から夜にかけての公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

分配金は事前に決定しているものではなく、ファンドの決算日（毎月26日、休業日の場合は翌営業日）に、ファンドの収益分配方針、配当等収益や分配対象額の状況、基準価額の水準等を勘案して委託会社（大和投資信託）が決定します。したがって、事前にお知らせすることはできません。

なお、委託会社のホームページ（<https://www.daiwa-am.co.jp/>）では、夕方から夜にかけて基準価額とともに分配金を公表しますので、そちらをご参照ください。

Q5 分配金を引き下げるということは、今後の運用に期待できないということですか？

分配金の引き下げは、今後の運用実績とは関係するものではありません。

今回の分配金引き下げについては、現在の配当等収益および分配対象額の状況などを考慮した結果によるものです。したがって、分配金の引き下げは今後の運用実績とは関係するものではありません。なお、運用成績は、分配金に加え基準価額の動きも含めたトータルリターン（総収益率）で確認する必要があります。

引き続きパフォーマンスの向上をめざしてまいります。

Q6 最近の投資環境と今後の見通し・運用方針について教えてください。

残存0年～15年までの残存期間毎の米国国債の組入比率がほぼ均等となるようなポートフォリオを構築し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

最近の投資環境

米国債券市場では、2018年11月以降、金利は低下（債券価格は上昇）しました。2018年後半の原油価格の下落などを受けたインフレ圧力の後退や、米中関係の悪化などを背景とした景気悪化懸念の高まりが、金利低下要因になりました。2019年に入っても、FRB（米国連邦準備制度理事会）が利上げに慎重なスタンスに転じたことや、欧州の景況感が大幅に悪化し世界的な景気悪化懸念が一層高まったことなどから、金利低下基調が継続しました。

為替市場では、2018年12月から2019年1月にかけて円高米ドル安が進行しました。世界経済の景気減速が懸念され、市場のリスク回避姿勢が高まる中で円高圧力が高まりました。しかし、2019年1月以降の米ドル円は戻りを試す展開となっています。欧州の経済減速懸念や各国・地域の中央銀行の利上げ姿勢の後退などを受けて一時的に円高圧力が高まる場面は見られながらも、米ドル円はおおむね堅調な推移となっています。

今後の見通し

世界的な景気悪化懸念は強まっているものの、米国では引き続き底堅い経済を維持すると見込んでいます。FRBの急速な政策姿勢転換と経済指標の悪化を受け、米国債券市場は景気悪化と金融緩和を過度に織り込みつつある水準にあると考えています。今後は米国景気の底堅さが確認されていくことで、行き過ぎた金利低下が修正されるとみています。

為替市場についても、景気悪化懸念が円高要因になってはいるものの、今後過度な悲観的見方が後退すれば、米ドル円の上昇につながると考えています。また、すでに先進国内で高水準の政策金利となった米国と、低金利政策が続く日本との金利差は、米ドル円の下支え要因になるとみています。

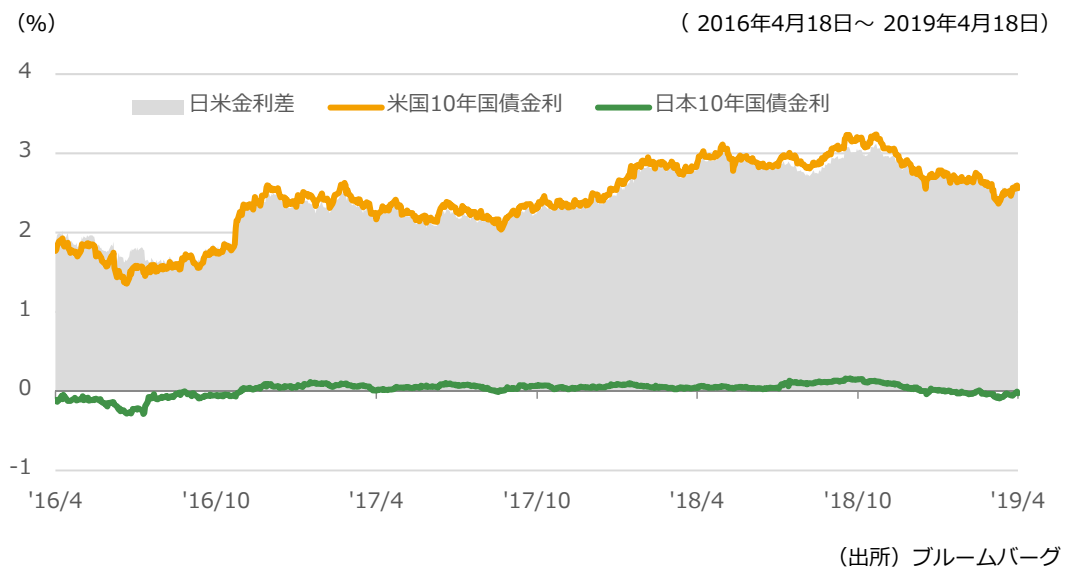
今後の運用方針

残存0年～15年までの残存期間毎の米国国債の組入比率がほぼ均等となるようなポートフォリオを構築します。

為替の推移



日米金利の推移



収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

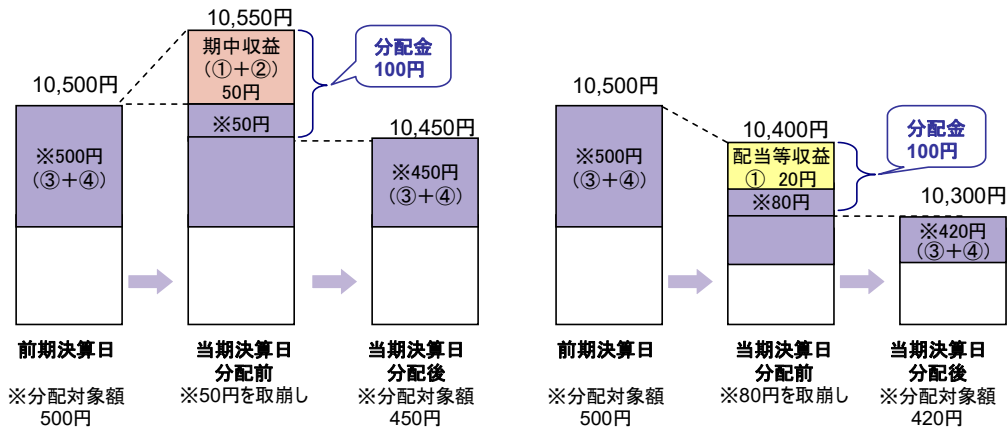
分配金

- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合

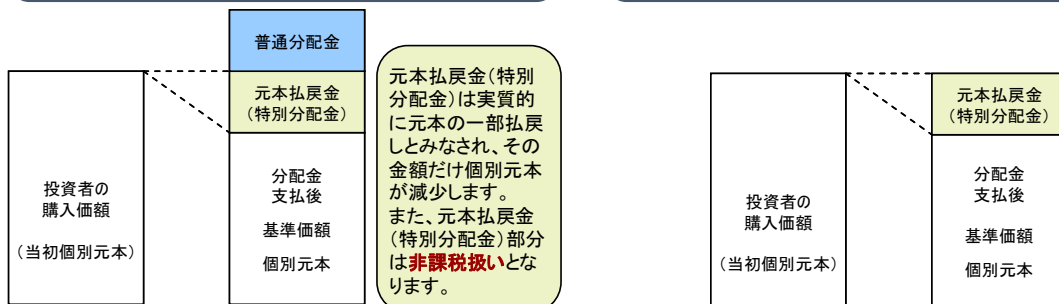


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

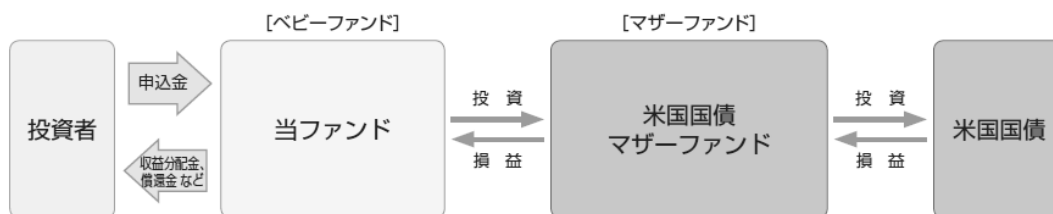
Ⅰ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1. 米国国債に投資します。
 - ◆ 米国国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
 - ◆ 米国国債への投資にあたっては、残存期間が最長 15 年程度までの国債を、残存期間毎の国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。
 - ※ ストリップス債に投資することもあります。
 - ※ このような運用手法を等金額投資といいます。
 - ◆ 国債の償還金または償還が見込まれる国債の売却代金を再投資するにあたっては、残存期間が 15 年程度までの国債のうち、期間が最長のものに投資します。
(残存期間毎の国債の投資金額の平準化にも利用することがあります。)
2. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。



3. 毎月 26 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
※ くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

Ⅰ 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※ くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)2.16%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.1232% (税抜 1.04%) 以内	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
	前記の運用管理費用(年率)は、毎期、直近3月26日(休業日の場合翌営業日)における新発10年米国国債の利回り(原則として、ブルームバーグ社発表の米国国債ジェネリック10年の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 新発10年米国国債の利回りが イ. 1%未満の場合 …………… 年率 0.3672% (税抜 0.34%) ロ. 1%以上 2%未満の場合 …… 年率 0.5832% (税抜 0.54%) ハ. 2%以上 3%未満の場合 …… 年率 0.7992% (税抜 0.74%) ニ. 3%以上 4%未満の場合 …… 年率 0.9072% (税抜 0.84%) ホ. 4%以上の場合 …………… 年率 1.1232% (税抜 1.04%)	
その他の費用・手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用:

大和投資信託

Daiwa Asset Management

商号等

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

米国国債ファンド 為替ヘッジなし（毎月決算型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○	
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○		
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○		
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○		
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○		
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○		

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。